

一般財団法人 社会変革推進財団 個人情報保護規程
(2020年2月26日制定)

第1条（目的）

本規程は、一般財団法人社会変革推進財団（以下、「本法人」という。）の個人情報の適正な取扱いに関して本法人の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施・運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

第2条（適応範囲）

本規程は、すべての役職員等に適用する。役職員等は、退職後においても在任中又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、本規程に従って取り扱うものとする。

2. 本法人が設置する専門家会議、コンプライアンス委員会その他の委員会の構成員並びに本法人から業務の委託を受けた者は、その職務又は業務を遂行するにあたって、本規程を遵守しなければならない。

第3条（対象となる個人情報）

管理対象とする個人情報は、本法人において取扱っている次に掲げるもので、紙媒体、電磁媒体等、その記録媒体等の形態は問わない。

- (1) 個人及び法人等
- (2) 本法人の職員等
- (3) 採用に応募する者等

第4条（個人情報の取り扱いに従事する者の義務）

個人情報の取扱いに従事する本法人の役職員若しくは役職員であった者、又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第5条（個人情報管理責任者）

本法人においては、総務部長を個人情報管理責任者とする。

2. 個人情報管理責任者は、本規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用又は改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

第6条（個人情報等の取得）

個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

第7条（利用目的の通知・公表及び変更）

個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2. 本法人は、個人情報を取得した際に示した利用目的を変更することができる。ただし、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内とし、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

第8条（個人情報の提供）

法令で定める場合を除き、あらかじめ本人等の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

2. 本法人の事業を遂行するために当該事業に係る業務の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、あらかじめ本人等の同意を得た上で、次に掲げる条件を満たす委託先に限り、取得の際に本人等に示した利用目的の範囲内において当該個人情報を当該委託先に対して提供できるものとする。

(1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること

(2) 本法人との間で、適正な内容の個人情報の保護に関する契約を締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

第9条（個人情報の正確性確保）

個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

第10条（安全管理）

個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損の防止に努めるものとする。

2. 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、個人情報を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

第11条（役職員等の監督）

個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報を取り扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

第12条（個人情報等の消去・廃棄）

利用する必要がなくなった個人情報については、直ちに消去・破棄しなければならない。

第 13 条（通報及び調査義務等）

役職員等は、個人情報外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2. 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

第 14 条（報告及び対策）

個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を代表理事のほか、影響を受ける可能性のある本人等及びコンプライアンス委員会等の関係機関に報告しなければならない。

(ア) 漏洩した個人情報の範囲

(イ) 漏洩先

(ウ) 漏洩した日時

(エ) その他調査で判明した事実

2. 個人情報管理責任者は、代表理事及び関係機関とも相談の上、個人情報の漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

第 15 条（個人情報の訂正等）

本人等から保有個人情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、当該保有個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

第 16 条（苦情の処理）

本法人の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、総務部が担当する。

2. 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備及び支援を行う。

3. 個人情報管理責任者は、適宜、苦情の内容について代表理事に報告するものとする。

第 17 条（細則）

本規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

第 18 条（改廃）

本規程の改廃については、理事会が決定する。

附 則 （2020 年 2 月 26 日）

本規程は2020年2月26日から施行する。